

# 野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)素案

## 第1章 基本的事項

### 第1節 気品計画策定の背景

基本計画は、法律「廃棄物処理法」により、概ね5年毎に計画/改訂することが定められている。野田市も2012年、前計画が策定され、最終年度2023年に国基準より厳しい目標設定がなされている。

また、減量目標値は、家庭系と事業系について定められているが、ともに目標年度に目標値を達成することは難しいと記載されている。

よって、新たな減量目標を設定し、新たな「野田市一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)」を策定するとある。

### 第2節 計画の期間

2024年度から10年後の2033年度。改定/見直しは2028年度。

### 第3節 本計画の位置づけ

各種法律の下、野田市の一般廃棄物処理の方向性を示すもの。

### 第4節 一般廃棄物処理基本計画(ごみ編)の点検、見直し及び評価

計画の進捗状況に対し、毎年、PDCAで見直しを行う。

## 第2章 野田市の概況

### 第1節 人口動態

2025年度 153,684人、2030年度 151,932人で見込む。

### 第2節 産業の概況

高齢化に伴う後継者不足により、第一産業の割合低下。また、7割を占める第三次産業も郊外型等の大型店の立地が進み、中心市街地で店舗の老朽化や後継者問題が発生し、商業を取り巻く環境は厳しくなっている。

### 第3章 ごみ処理の現況と課題

#### 第1節 国、県における減量目標値の設定状況

##### 1 廃棄物処理法における基本方針

2023年6月、環境大臣が定める基本方針が変更され、2023年度以降の廃棄物の減量化目標が定められた。

基本方針で示された一般廃棄物の目標

◇計画目標年次 2025年度

◇計画目標

- ・ごみ排出量を2012年度から約16%削減
- ・再生利用率を約28%に増加(2027年度)
- ・最終処分量を2012年度から約31%削減
- ・1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を440gとする

	2012	2025	2027
ごみ排出量	100%	84%	
再生利用率(リサイクル率)	21%		28%
最終処分量	100%	69%	

##### 2 循環型社会形成推進基本計画

2018年6月、第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、「誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界」の構築を目指し、各主体の具体的な数値目標が設定された。

循環型社会形成推進基本計画で示されている主な取組目標

◇計画目標の設定(2018年度～2025年度)

- ・資源生産性(GDP1/天然資源等投入量)の向上。2025年度目標約49万円(2000年の約2倍)
- ・入り口側の循環利用率(循環利用量/天然資源等投入量+循環利用量)の向上。2025年目標約18%(2000年の約1.8倍)
- ・出口側の循環利用率(循環利用量/廃棄物等発生量)の向上。2025年目標約47%(2000年の約1.3倍)
- ・最終処分量の減量。約13百万トン(2000年度から約77%減)

	2018	2025
1人1日当たりのごみ排出量	100%	89%
1人1日当たりの家庭ごみ排出量	100%	87%

事業系ごみ排出量	100%	—	→	85%
----------	------	---	---	-----

### 3 千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、2021年3月、「第10次千葉県廃棄物処理計画」を策定し、下記目標値となっている。

	2018		2025
ごみ排出量	100%	—	→ 89%
再生利用率	22.4%	—	→ 30%
最終処分量	100%	—	→ 83%

これらの目標達成の為の取組

3R ⇨ Reduce Recycle Reuse

2R ⇨ Reduce Reuse

## 4 SDGs

### 第2節 野田市のごみ処理の現状

#### 1 ごみ量の推移

1人1日当たりの排出量は、コロナ明け以降、減少傾向。

R4 ⇨ 総排出量 32,500t/年

1人1日当たりの排出量 580g/人・日

#### 2 ごみ組成の特徴

紙類の組成割合(乾基準)が約48%と最も高いことと、水分の割合が約49%と高いことが野田市の特徴。

さらに、排出時のごみ組成(湿基準)としては厨芥類などが多く、その水分が紙ごみに染み込み保持されていると思われる。

その為、水分を蒸発処理する為、多量の灯油などのエネルギーを消費している。

よって、野田市としては、生ごみ(水分をお含む)と紙類の減量を重点的に取り組む必要がある。

#### 3 本市のごみの流れ

#### 4 分別収集及び資源回収等

##### (1)ごみの種類による区分

野田市のごみ区分は、処理方法から、「不燃ごみ」、「可燃ごみ」、「粗大ごみ」、「資源物」、「小型家電」、「有害ごみ」に区分されている。

##### (2)収集・処理できないごみ

産業廃棄物、家電リサイクル法の対象品目、資源有効利用促進法の対象物(PC)、特別管理一般廃棄物に指定されている感染性廃棄物及び適正処理困難物がある。

#### 5 収集・運搬方法

ごみの収集・運搬は、ごみステーション(集積所)方式を基本としているが、3Rの推進に伴い、収集運搬体制の見直しが必要となる。

### 第3節 野田市におけるごみ処理の課題

#### 1 現行計画の評価

2022年度は、下表の通り、すべて未達成であり、対応策の検討が必要である。

区分	2022年度目標値	2022年度実績値	評価
家庭系処理対象ごみ	19,895t	22,978t	未達成
事業系処理対象ごみ	8,987t	9,408t	未達成
合計	28,882t	32,386t	未達成

#### 2 本市におけるごみ処理の課題

##### (1) 可燃ごみ中の水分の削減対策

野田市の水分量は49.1%と高いのが特徴。湿基準で推定すると、水分が高い要因は、厨芥類と考えられる。

家庭からの排出時の生ごみの水切りは、簡単な減量方法であり、市民一人一人の行動により大きな成果が期待できるので、市民への啓発方法の検討を行う必要がある。

##### (2) 紙類の資源回収効率の向上

可燃ごみの中に、紙類が多く含まれている(約60%)背景としては、本来、資源となるべき雑誌の混入や個人情報意識した排出が推定される。

紙類の減量・リサイクルの推進の為には、資源としての回収効率の個プ譲渡合わせて、より細かい分別排出の仕方についての周知が必要。

(3) 市民意識の向上

1) 分別の徹底

可燃ごみの中には、資源となる紙類を含めて、33.4%含まれており、不燃ごみも13.4%含まれているので、市民による分別が十分ではないと考えられる。

分別の徹底を図る為には、市民意識の向上が不可欠であるが、ライフスタイルも変化していることから、「ごみの出し方・資源の出し方」の見直しも必要。

2) リサイクルフェア等再利用活動の活性化

産業祭にあわせて実施しているリサイクルフェアも状況の変化に応じた内容やPR方法の検討を行い、リサイクルフェアの内容充実を図る必要がある。

(4) 市民同士の連帯効果

減量活動を進める上で、推進員と自治会活動を画一的に結び付けることは難しいが、両者の連携効果は大きいので、連携強化を図る必要がある。

(5) 事業系ごみの発生抑制対策

2015年度から事業系ごみは減少し、中間年度の減量目標を達成したが、目標年度における減量目標は達成していない為、今後も、減量化・再資源化の推進に向けてより具体的な施策の実施が必要。

(6) 新清掃工場の建設

清掃工場の老朽化に伴い、今後は広域処理も含め検討する必要がある。

(7) 最終処分場の確保

本市における最終処理場の確保は、重要な課題である。

(8) 生ごみ堆肥化装置の導入促進

生ごみ堆肥化装置は、可燃ごみ中で最も大きな割合を占める厨芥類を排出段階で減量・リサイクルできるので、減量化に大きな効果ができる。よって、更なる導入促進を図る取組が必要。

(9) 堆肥化施設の整備・拡充

野田市でも、生ごみについて、堆肥化施設等の整備を検討する必要がある。

- (10) リサイクルプラザのだの利用促進  
2021年度からイオンノア店で有償販売しているのを、更に、リユース等を推進する取り組みを検討するひつようがある。
- (11) 不法投棄の撲滅  
2022年度、市内に不法投棄で、市施設に搬入されたものだけで約97トン。不法投棄の撲滅は、街の美化や環境保全の観点からも、重要な課題であり、対策を強化する必要がある。
- (12) 高齢者世帯などに対する配慮  
今後も需要が増加していくものと考えられるので、更に地域コミュニティとの連携を図りつつ、より効果的な方法について検討が必要。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の基本方針

ごみ問題の解決は差し迫った課題であり、資源を有効に活用する「循環型社会」への更なる推進を図っていくことが不可欠。

本市においては基本方針「～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進」を継続し、市民・事業者・行政が協議・連携を強化し、パートナーシップの維持に努め、循環型社会への更なる推進を図る。

### 第2節 施策の体系

「～市民・事業者・行政の協働による～循環型社会への更なる推進」の実現に向けて、①排出抑制、②ごみ減量・リサイクルの推進、③ごみ処理システムの整備・拡充、④環境保全意識の普及啓発の4項目を重点施策とする。

(留意事項)

- (1) 具体的な施策の実施については、緊急度、費用対効果などを整理し、更には市の財政状況も勘案した上で、廃棄物減量等推進員代表者会議の意見を伺いながら審議会に諮り、実施していく。
- (2) 4項目は相互に関連する施策も多いことから、整合のとれた施策を図っていく。
- (3) 緊急度が高く、費用対効果に優れていると考えられる施策又は市民に相当の努力が望まれる施策の実施に当たっては、必要に応じ市民参加によるプロジェクトチーム又は専門委員会を設置し、検討する。

## 第3節 重点施策

### 1 排出抑制

#### (1)「野田市のごみの出し方・資源の出し方」の周知徹底

引き続き、廃棄物減量等推進員のみならず、自治会との連携を図りながら、地区座談会の実施や自治会回覧など、様々な機会を利用し排出ルールの周知徹底を図り、全市民による協働体制の構築を協力を推進していくとともに、市報・市ホームページなどを利用し、ごみの減量・リサイクルの推進について、周知徹底を図る。

#### (2)水切りの実施

市として PR 方法も検討しながら積極的に推進する。その際、啓発活動の一環として、水分減量方法について、広く市民にアイデアを募集する等、市民各自による水切りへの実践効果の向上方法の一つの手法として、水切り用具活用のためのモニター制度の創設についても検討する。

#### (3) 食品ロス

市では、食品ロスの削減のための取組を別節で定め、「食品ロス削減推進計画」とする。

#### (4) 不要なダイレクトメールの拒否

不要なダイレクトメールの断り方などを紹介する。

#### (5) 簡易梱包の推奨

事業者にも簡易包装商品などの導入による環境に配慮した取組を促す。市民に対しては、過剰梱包の商品を出来るだけ買わないように推奨。また、神尾放送実施店舗を紹介する。

#### (6) ノーレジ袋運動の推進

事業者と連携し、マイバッグ運動を推奨するとともに、実施店舗を紹介。

### 2 ごみ減量・リサイクルの推進

#### (1) 生ごみのリサイクル

以下の施策について、費用対効果を検証し、高価が期待できる施策を順次実施する。

##### 1) 生ごみの分別回収・資源化(堆肥化)の早期実施

生ごみ(厨芥類)に対し、資源化(堆肥化・飼料化・メタンガス化等)を目的とした分別回収の実施を目指す。

## 2) コンポスト利用者との連携

生ごみを堆肥化した製品(コンポスト)は、利用者による活用が不可欠なので、リサイクルループ(生ごみの排出者、堆肥の生産者、堆肥による食物の生産者の3者間での循環する流れ)の構築を目指す。

## 3) 家庭におけるコンポスト化等、生ごみ処理の普及拡大

「生ごみ堆肥化装置購入助成金制度」の普及拡大を図るとともに、処理機種ごとに一部の家庭の協力を求め、生ごみの減量効果などを検証する。

## 4) 学校給食における資源化の推進

## 5) 事業所における堆肥化処理の促進

生ごみ排出業者に対し、堆肥化処理に取り組むよう促す。

## (2) 紙ごみのリサイクル

以下の施策について、費用対効果を検証しながら、高価の高い施策を順次実施する。

### 1) 紙類の更なる資源化に向けた分別の周知徹底

### 2) 使用済紙おむつのリサイクル方法の検討

## (3) 資源回収の拡充

新たな資源回収品目の追加や、ごみステーション(集積場)を活用した資源回収も検討する。

## (4) 小型家電回収の推進

PRとともに、回収拠点や回収頻度の見直しなど、より効果的な回収システムの構築に取り組む。

## (5) プロジェクトチーム・専門委員会等の設置

基本計画方針を受けて、具体的な個別施策の実施に向けた行動については、必要に応じて、プロジェクトチームや専門委員会を設置して、実効性のある施策の早期実施を図る。

## (6) 指定ごみ袋無料配布制度の継続

## (7) 持込ごみ処理手数料の改定

近隣市の処理手数料の動向に注視し必要に応じ見直しを検討する。

## (8) リサイクルプラザのみの利用促進

## (9) 資源の分類と出し方の明確化と周知徹底

廃棄物減量等推進員の協力の下に地区座談会などの開催を通じて周知徹底



を図る。

(10) 自治会等によるごみ減量・リサイクル活動の活性化

廃棄物減量等推進員の活動を推進し、自治会などとの連携強化を図りながら、集団資源回収の拡大について検討する。

また、自治会などに対して、廃棄物減量等推進員活動の重要性を周知することで、推進員が活動しやすい環境を整えるとともに、推進員会議における研修や地区連絡会などにより、引き続き推進員の育成を図る。

(11) 資源回収業者の育成

(12) 事業系ごみの排出指導

(13) プラスティック資源循環の推進

2022年に施行され、市町村は区域内のプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。

1) プラスティック製品廃棄物のリサイクル

3 ごみ処理システムの整備拡充

(1) 新清掃工場の建設

(2) リサイクルセンターの管理運営

(3) 公害防止対策の徹底

(4) 堆肥センターの活用

(5) 焼却灰のリサイクル推進

(6) 最終処分場の建設

確保が困難な状況になっているが、今後も引き続き確保に努める。

4 環境保全意識の普及啓発

(1) 環境教育の推進

子供たちへの環境教育を行う。

(2) 環境学習の推進

例えば、各自治会において廃棄物減量等推進員活動を自治会活動の一環として位置づけることの推奨、廃棄物減量等推進員と自治会との連携強化を図るとともに、新清掃工場などのごみ処理施設を環境学習の拠点として位置づけ、見学会などの実施を進める。

(3) 啓発手法の多様化

(4) グリーン購入の推進

(5) ごみの減量・リサイクルを始めとした幅広いイベントの実施

(6) 市民、事業者、行政の3者の連携強化

第4節 食品ロス削減の推進(野田市食品ロス削減推進計画)

1 食品ロスの削減の推進

2 食品ロスの削減に向けた取組

- (1) 家庭で出来る食品ロス削減の紹介  
「ごみの出し方・資源の出し方」等で紹介していく。
- (2) 食品関連事業者による食品ロスの削減
- (3) 食品ロスの削減に取り組む事業者の周知
- (4) 発生抑制の推進
- (5) フードバンク・フードドライブの推進

第5節 減量目標及びごみ量の予測

1 減量目標値の設定

前年度で定めた基準年度(2010年度)に対し20%削減を継続し、2033年度までとする。なお、2022年度の実績では9.6%の削減率となっていることから、実質10.4%の削減となる。

2 減量目標に基づくごみ量の予測

第5章 計画策定に当たっての留意事項

第1節 施策の実施体制

- 1 市民・事業者・行政のパートナーシップの構築
- 2 他の自治体との連携による広域支援体制
- 3 災害対策体制の確立
- 4 環境マネジメントシステムの導入

第2節 地球温暖化防止への配慮